

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録 公開**

- 1 日 時 令和5年10月10日（火）午前8時55分～午前11時55分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果（各業種部分）について  
○設定様式について  
○金額審議

【部会長】 ただいまから令和5年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長となりました小田川でございます。よろしくお願ひいたします。  
（「よろしくお願ひいたします」）

【部会長】 それでは、まず事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、御確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますので御確認をお願いいたします。

資料ナンバー1が1枚もので、設定様式。資料ナンバー2が1枚もので、令和5年度特定最低賃金改定状況電気。資料ナンバー3が1枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。以上です。

（資料確認）

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について報告してください。

【指導官】 報告します。本日は全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月29日から10月6日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので併せて御報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。9月21日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明して下さい。

【指導官】 私から、今年度行いました島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気と言いますが、電気に係る基礎調査結果についての主要事項についてご説明いたします。

本日お配りした資料ではなく、9月21日に開催しました合同部会の部会別資料、青いインデックス1～3をご覧ください。この中の青いインデックスナンバー2、令和5年最低賃金に関する基礎調査結果報告書によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しております電気の適用業種につきましては、事業所数及び労働者数を見ますと、3ページ第2表の下のところに参考として記載しておりますとおり62事業所で6,997人となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところでは59事業所に調査票を発送し、48事業所から回答がありました。このうち、調査対象外となる規模外と廃止を除いた46事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思っております。まずは資料7ページをご覧ください。図1として調査対象の全産業の合計についての賃金分布を横向き棒グラフにしたものがございます。こちらをご覧くださいと時間換算1,000円以上の割合は67.0%となっており、1,000円未満は33%、900円未満は14.7%となっております。

次に資料の11ページをご覧ください。図2として横向き棒グラフがござります。こちらは電気についての賃金分布となっております。こちらをご覧くださいと時間額1,000円以上の割合は54.0%で、1,000円未満は46.0%となっており、時間額1,000円以上の割合が初めて50%を上回りましたが、全産業と比べれば電気はやや低い分布となっております。

続きまして、資料の28ページをご覧ください。こちらでは第26表として平均賃金額及び労働時間数について、全体の調査産業計と電気の状況を表にしております。中の数字を見ますと、月1人当たり労働時間数は、対前年比プラス1.9%となっており、時間当たりの平均賃金額も対前年比プラス5.2%という結果となっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、その他青いインデックスナンバー3の終わり2枚をご覧ください。影響率とサンプル数を付けていますのでご参考としていただければと思います。

現在、電気の特定期間最低賃金額は882円ですが、今回の調査ではその最低賃金を下回る未満者のサンプル件数は55人となっております。最低賃金を下

回る労働者の内訳は、男女別では男性が6人、女性は49人と女性が圧倒的に多く、また、就業形態は一般が32人、パートが23人となっています。

本日の会議資料として、赤のインデックスナンバー2に令和4年度における全国での電気の特設最賃改定状況をつけておりますので、ご審議のご参考としていただければと思います。以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

(「ないです」)

【部会長】 事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【室長】 はい。本日お配りしました資料ナンバー1を御覧ください。設定様式は最低賃金の適用範囲等を設定するものです。昨年と同じ設定の様式をお示しいたしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

【部会長】 それでは、設定様式について御意見を願ひします。事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。

(「はい」)

【部会長】 それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

(疎明資料配布)

【西尾委員】 じゃあ、労側の方から金額審議に当たりまして、疎明資料を準備させていただいておりますので、私の方から御説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。A4の用紙で4枚ありまして、A3が3枚ありますのでよろしく願ひいたします。

まず、じゃあA4の疎明資料の方から御説明をさせていただきたいと思いますが、御存じのとおり島根県の最低賃金の審議につきましては、ランク制度が見直されまして、3ランク制になって初めての審議というところまでございまして、島根県はBランクに位置付けられたというところで審議された結果で、目安を大きく上回る47円の904円で決定をされたというところまでございます。最終的には全会一致の決議にはならなかったということまでございますけれども、島根県勢の経済実態に照らし、持続可能な島根県の将来を鑑みた最低賃金の審議、結審するに至ったものと考えております。

一方、特定最低賃金につきましては、当該産業の関係労使のイニシアチブにより、設定されるという性格を持っておりまして、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的としまして、労使交渉の補完、代替機能を有しているところまでございます。また、賃金の不当な切下げ、製品の買ったたきを防止するなど事業の公正競争の確保により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っていると思います。引き続き、電機の県内産業を牽引する基幹産業であるわけでもございますけれども、依然として県内産業の主要6業種の中でも低位にございまして、電機産業を支える担い手を確保して、持続的な成長を進めていくには不十分な水準であると認識をしております。労働人口が減少傾向にある中で、人材の確保、定着は産業、企業を揺るがしかねない重要な課題であると認識をしておりますし、産業別の最低賃金の金額改正によって、バリューチェーンを支える中小・小規模事業所を含めた産業全体の賃金の底上げを図り、電機産業で働くことの魅力を高めるとともに、電機産業の基幹的労働者に見合った人件費水準の実現をすることによりまして、労働条件の向上と産業、企業の競争力強化の好循環を実現し、電機産業の健全かつ持続的な成長を図っていかねばならないと考えております。

労側といたしましては、今年度も審議に臨むに当たりまして、これまでと同様に労使協調した審議と、円滑かつ早期の決着を目指し、2点、電機産業における最低賃金の引上げを付してですね、電機最賃の引上げを図ってまいりたいと思います。

1つ目としましては、1ポツの県内産業との格差を是正して、電機産業の

基幹的労働者に見合った処遇改善を目指しますというところがございますけれども、下の表のところにありますとおり、県内6業種の産業別の最低賃金の差については、括弧のところの差がある状況でございます。電機の最賃が882円に対しまして、それぞれの産業がございまして、百貨店を除く残り4業種については、50円以上の差が開いているというところがございますし、別表2のところで記載をしておりますけれども、右から3番目ですかね、3番目で表のところでいきますと生産額で全国で6位、付加価値ベースでいくと7位ということで、当該産業は県内はもとより全国的に見ても国内産業を支える重要な役割を担っているというところがございます。

すみません、説明が後になりましたけど、下のところのA4の表のところに、主要項目上位3業種の該当というところで、これは県内の産業の状況でございますけれども、従業員数、製品の出荷額、付加価値額ともに、電子デバイスは県内の産業、鉄鋼よりも高い水準になっておりますし、その次のページの付加価値額についても登録県別で27位とか、そういうところで上位にランクをしている状況でございます。こういう状況でございますけれども、電機産業に従事する従業員数が昨年10%近かったんですけど、これが9.7%に低下をしております。県内というよりも製造業全体の労働力人口が減ってきているというところを懸念しております。やはり県内の基幹産業である電機産業の労働の質にふさわしい賃金の水準を確保していくことが、電機産業の魅力を高めて優秀な人材の確保の定着と持続可能な成長につなげていけると考えております。

2つ目の2ポツ目といたしまして、公正競争の確保と人口流出に歯止めをかける観点から、電機最賃の優位性の向上、地域間格差の解消が必要であるというところで、別表2のところに記載をしておりますけれども、特定最低賃金は、我が国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムでありまして、労使交渉の補完、代替機能を担っているということで、企業の枠を超えて同じ産業で働く基幹的労働者の入り口賃金としての機能を果たしている特定最低賃金を決めることで、組織労働者と未組織労働者、そして正社員と非正規雇用で働く者の賃金を是正していくことに加えまして、賃金切下げの防止や産業内の公正競争の確保を通じて、産業全体の健全な発展を促

すということを目指しております。公正競争を確保していくためには、同じ産業における地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけることが重要でございますけれども、令和3年の新卒者の県外流出の状況が、別表2の一番右端の表にありますけれども28.7%ということで、全国で11番目に流出率が高いということでございますし、今年度からBランクに島根県が位置付けられたということを考慮すると、この水準に見合った、Bランクの水準に見合った賃金の引上げが必要であるということで考えております。

これらのことを踏まえまして、具体的な要求といたしまして、本年度の島根県における県最賃は47円の、プラス47円の904円でありましたので、電機産業における最低賃金もこれをクリアし、優位性の維持、向上を図るとともに、県内の主要産業たる基幹的労働者にふさわしい最低賃金を実現し、魅力ある産業にしていく必要があると考えております。少子高齢化云々は先ほどから申してまいりましたとおりでございますけれども、近隣県との格差を是正して、人口流出に歯止めをかけていくということで、それと島根県がBランクに位置付けられたことを鑑みまして、Bランクにふさわしい水準として、我々としてはBランクの優位性の平均値として、104.8%というのが平均値になっております。この優位性の状況につきましては、別表2の真ん中ら辺に優位性のところに状況をまとめておりますけど、島根県の現在地でございますと102.9%ということになっておりますので、平均の水準までは持っていきたいということで考えておりまして、これらを加味いたしまして、今年度の審議におきましてはプラス66円、948円の引上げを要求させていただきたいと思っております。この引上げ額につきましては、近隣県や県内5業種との格差を是正し、電機産業で働く基幹的労働者の優位性を牽引する上で必須の金額であると考えております。

本委員会が労使双方にとって、個別労使の枠を超え県内の電機産業の発展について論議ができる重要な場でありますので、電機産業の持続的な発展と魅力ある産業にしていくためにも、真摯で生産性のある審議に努めることをお誓い申し上げまして、労側の主張とさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

【部会長】 労側から、その他の意見はいかがでしょうか。

【本藤委員】 先ほどの疎明資料の中にもかぶるかもしれないんですけども、今、30年ぶりの物価上昇ということで、経営側も大変苦勞されてると聞いております。その中でやっぱり原材料の価格の上昇とか、需要の停滞、あと人材の確保難というのがやっぱり全国的にもあるとは認識しております。ですけども、県内やはり電機産業、やっぱりこの先も将来を担うという部分であれば、やはり特定最賃でも、ぜひとも賃上げをしていただき、優位性を保っていきたいと思っているので、ぜひともよろしく願いいたします。以上です。

【部会長】 はい、以上ですか。

【本藤委員】 はい。

【部会長】 続きまして、使側委員から基本的な御意見はいかがでしょうか。

【森脇委員】 よろしいですか、皆さん。使用者側の森脇です。私の方は、今のお話は十分理解いたしておりまして、お話の何というか、理由というか理論的なところは十分理解しています。ただし、現実の方が経営者側の方から申し上げると、この資料の資料ナンバーの、前回の資料、提出の資料ナンバーの3の方の28ページを見てもらった方がいいのかな、先に。28ページに平均賃金額及び労働時間数、令和5年となっております、下段の下の方の段の電子部品・デバイス・電子回路、電機……。

【室長】 ちょっとすみません、ちょっといいですか。今、青のインデックスの2の方です。

【森脇委員】 あ、そうです、2ですね。ごめんなさい。青のインデックスの2の28ページです、前回の資料。そこで、一つはやっぱり懸念しているのが、社員、従業員数が、労働者数が1人から9人の企業ですね、時間当たり平均賃金額



がマイナス3.5%ってマイナスが付いておりまして、こういう業種というのはあんまり見かけないというか、他にはあんまり類を見ない話であって、要は何が言いたいかって言うと、島根県のこの業界の産業構造を見ると、1社ほどずば抜けて付加価値額、それから生産高に寄与してる会社があるんですが、その他が要は零細企業であると。数的にも、1人から9人の企業の方が確か3分の1ぐらいあって、対象企業。それから30人以下のところを見ると過半数を超えているという実態があるということで、すなわち中小零細企業が圧倒的に多いと、もちろん従業員数等は1社が十分、寄与してはいると思うんですが、その他の同業他社が非常に中小零細企業で、かつ経営に対して非常に苦しんでいるというところが見受けられるということであって、非常に厳しい状況であるということとは変わりない。かつ、これから先、中国の市況等を踏まえて、直接じゃなくて間接的な影響は多いと思うんですけど、非常に売上げ等に対して影響があるということ、逆にサプライチェーンの方も非常に価格高騰、それから物が入ってこないという、原材料不足、原材料高、両方を踏まえて非常に厳しい状況であるというふうに認識しているということをお聞きしたいと思っております。

県最賃で47円上がったということにつきましては、これは県最賃、一般の話であって、この業界の優位性ということはどういうふうに担保するかということは、先ほどの労側の御主張は理解はするんですけど、この辺はしっかりお互いに議論をしながらやっていかないと、非常に高い賃上げだけを図るということであって、中小零細企業の方のこれからの事業の継続性を含めて、どういうふうになるかということも考えていきたいというふうに思っております。非常に寡占化が進んでいるのではないかと、県内において、非常に寡占化が進んでるということは、あんまりよろしくない傾向であるというふうに理解しておりますのでその辺も踏まえてお願いしたいと、議論したいというふうに考えてます。私の方は以上です。

**【内田委員】** 内田です。最低賃金の役割面から見たときに、弊社の事業においては、採用から一人前になるまで大体3年程度かかります。そういった時、もちろん6か月を過ぎた新しい従業員に対してこの最低賃金を適用していくという中

で、やはり採用後の教育訓練というのはかなりの時間をかけてやっていくという状況の中で、やはり最低賃金はどんどん上がっていく、当然その最低賃金が上がれば、その上のクラスの賃金も比例して上げざるを得ないという中で、どうしても最低賃金が上がると採用も、未経験者の採用が非常にできかねる状況が出てきてます。勢い、経験者を対象とした募集、また新卒でいえばどんぴしゃりの学部、学科の学生を採るといったことで、そればかりやっていくわけにはいかない中で、やはり未経験者であったり高卒者も採用する中で、入社後の教育訓練で一人前に育てていく、そういった方々の賃金を設定するということからすると、過剰な金額の上昇というのは好ましくないというように思っております。以上です。

**【森脇委員】** 尾添さん、何かあったら。

**【尾添委員】** 尾添といいます。私も考えている意見としまして、上げないといけないことは間違いないと思ってまして、先ほどの話もありましたBランクになったもありますし、日本全体を考えても上げないといけないことは間違いないと思うんですけど、私が思うに最低賃金って言われましても、それで募集して人が来るわけではないのが実態のところでした、誰のための最低賃金かなと思いつつ、今、色々といつも考えてまして、その辺をちょっと考えてどこまでやるか。確かに今までよりも企業側に対する負担というのがめちゃくちゃ昔に比べたら、僕らの時代だったら全部できた人が入ってくるというのが昔のイメージでしたけど、今は企業側で全てをやらないといけないという。すごく費用いろんなものが掛かるところで、さらに最近だといろんな人がおられましてですね。というのを考えると誰のための最低賃金かなというのが、一番ちょっと考えるところでした、それを踏まえて、上げることは間違いない、それは全然オーケーなんですけど、どこまでいくかというのを協議させていただけたらなというふうに思います。以上です。

**【部会長】** はい。それぞれから基本的な意見をいただきました。労側の意見を聞かれて使側から、また、使側の意見を聞かれて労側から、お話しされることはござ

いますでしょうか。

**【森脇委員】** ちょっと追加で1つ。県内の業種に限らずの話なんですが、ゼロゼロ融資の返済開始ということが結構重荷になっていまして、やっぱりこれと併せて雇用調整助成金のコロナ特別枠というか、コロナ特別の話がなくなったんで、やっぱり中小零細企業の経営そのものが先行き見通しが厳しいということと。

それから、事業の持続化をどうやって図っていくか、継続ですね。事業の持続をどうやって図っていくかというのは、非常に見通しが厳しくなったということがありまして、要は融資の返済が始まっていて、結構これは響いてるところもありますので、その辺も踏まえて議論をしたいというふうに思っています。

**【部会長】** 労側から何かございませんか。

**【西尾委員】** はい。経営状況につきましては、我々も把握しておりますとおりでございますので、いろいろと企業も物価の上昇によって仕入れもかなり上がっていますので、我々の事業所のところもその負担による利益が減ってきているというところがありますので、そこは理解をしておりますのでそれも踏まえてちょっと議論させていただきたいと思っておりますけども。

県内のその状況につきましては、先ほどの資料も、ほぼほぼ1社のところが引っ張ってきているというところというのは我々も認識をしておりますけども、島根県だけではないかなと思っておりますので、そういった企業があるのは当然、東北の方なんかもっと賃金安いですので、そういった企業が結構多いというところでもありますので、そういうところも踏まえると、賃金の今の島根県の水準はどうなのかなというところも含めて議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**【部会長】** 労側からは金額の提示がありましたですが。

**【森脇委員】** はい。先ほど消費者物価が上がったっておっしゃっていたところで、ほか

の業種でも同様のことを申し上げていますが、我々の方はまず一番基になるのが賃金改定状況調査、表の第4表ですとやっていますので、第4表の③でやっているのが、今年の6月は2.4%実質賃金が上がってますので、882円の2.4%で、プラス21円という提案をしたいというふうに考えております。以上です。

【部会長】 確認ですけど、882円掛ける0.024で。

【森脇委員】 そうですね、2.4%ですね。

【部会長】 21.168。

【森脇委員】 はい、切捨てですね、円未満は。

【部会長】 使側の意見を聞かれて、労側、何かその他でお話をされることはありますか。

【西尾委員】 いや、ございません。公労公使でお願いします。

【部会長】 それでは、この後は労使、別室に分かれてそれぞれ個別にお話しさせていただくことにしたいと思います。よろしいですか。

これからは具体的な金額審議に入ることとなります。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれや、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開といたします。また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

一旦、休会とします。

(公労・公使会議へ移行)

(これより金額審議により非公開)

(以下、議事要旨のみ公開)